障害者自立支援法における

多機能型事業所と主従事業所の指定 について

指定パターンの例

平成19年8月 神奈川県保健福祉部障害福祉課 自立支援調整班

◆多機能型事業所と主従事業所の指定について◆

● 多機能型事業所、従たる事業所を設置する場合の特例等を省令から抜粋しました。参考にして下さい。

0

第77条に規定する指定生活介護の事業、第96条に規定する指定児童デイサービスの事業、第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第174条に規定する指定就労移行支援の事業、第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行うことをいう。

◎ 多機能型に関する特例(平成18年厚生労働省令第174号第89条)

多機能型による生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による児童デイサービスの事業を一体的に行う場合にあっては、当該事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)及び多機能型就労移行支援6人以上
- 二 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上。 ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行 う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の 自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。
- 三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上
- ◎ 従たる事業所を設置する場合における特例(平成18年厚生労働省令174号第40条)

生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を 設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければ 平成15ならない。

(自立訓練(機能訓練)(第55条において準用)、自立訓練(生活訓練)(第61条において 準用)、就労移行支援事業(第70条において準用)も同様。ただし、自立訓練(生活訓練)の うち宿泊型自立訓練については人員規模10人以上としている。)

◎ 従たる事業所を設置する場合における特例(平成18年厚生労働省令174号第76条)

就労継続A型事業者は、生活介護事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

(就労継続支援B型(第88条において準用)も同様)

● 典型的な事業所指定のパターンを例示します。旧法施設から新体系への移行の際や、新事業を立ち上げる際の参考にして下さい。

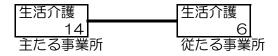
例① (多機能型事業所)

生活介護 6 就労継続B型 10 就労継続A型 10 ・例①は1の多機能型事業所としての指定となります。

事業所番号の例(10桁-サービス種類番号)

		利用定員	算定規模
141*****1-22	生活介護	6	26
141*****1-46	就労継続B型	10	26
141*****1-45	就労継続A型	10	26

例② (主従事業所)



- ・例②は従たる事業所を持った1つの生活介護事業所としての指定となります。
- →この場合の生活介護は1単位扱いとなります。

事業所番号の例

			利用定員	算定規模
((141*****2-22	生活介護	20	20
	/			

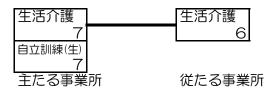
(10桁-サービス種類-単位番号)

		利用定員	算定規模
141*****2-22-01	生活介護	14	20
√	生活介護	6	20

【注意】

主従事業所間では、単位番号を別に持つことはできません。主従事業所を合わせて成り立つ1つの事業所であるためです。

例③ (主従事業所を持った多機能型事業所)



・例③は従たる事業所を持った1の多機能型事業所としての指定となります。 →この場合、主たる事業所の生活介護と、従たる事業所の生活介護の単位番号は別に はなりません。

事業所番号の例

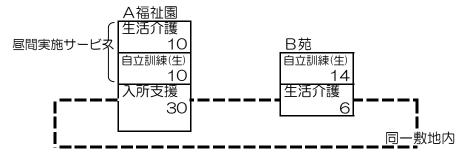
5 NU B	<u></u>				
				利用定員	算定規模
(())	1の車業所	141*****3-22	生活介護	13	20
	「切争未別	141*****3-42	自立訓練(生活訓練)	7	20

$\langle \rangle$				利用定員	算定規模
>~/	主たる事業所	141*****3-22-01	生活介護	7	20
	土にる事業別	141*****3-42	自立訓練(生活訓練)	7	20
V V	従たる事業所	141*****3-22-02	生活介護	6	20

【注意】

主従事業所間では、単位番号を別に持つことはできません。主従事業所を合わせて成り立つ1つの事業所であるためです。

例④ (旧法施設からの新法体系移行)



- ・例④は同一敷地内の旧法入所更生施設(A福祉園)と旧法通所授産施設(B苑)が それぞれ新法に移行した事例です。
- ・A福祉園とB苑は同一敷地内にありますが、別事業所番号が付番されていた旧法施設であり、この場合は新体系に移行しても別事業所とすることが可能です。

事業所番号の例

例のとおり、別事業所とする場合

			利用定員	算定規模
A福祉園	141****14-22	生活介護	10	20
141****14	141****14-42	自立訓練(生活)	10	20
	141****14-32	入所支援	30	30
B苑	141****24-42	自立訓練(生活)	14	20 20
141****24	141****24-22	生活介護	6	20

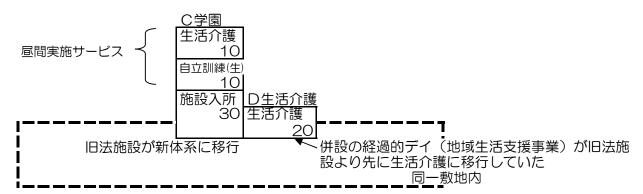
1の事業所とする場合

			利用定員	算定規模
	141****14-22	生活介護	16	40
1の事業所	141*****14-42 141*****14-32	自立訓練(生活)	24	40
	141****14-32	入所支援	30	30

【注意】

同一敷地内の別番号が振られていた旧法施設は、新体系移行後に別事業所とするか、同一事業所とするか、選択することができます。同一事業所とする場合は、同一管理であることが必要です。

例⑤ (同一敷地内の事業所の指定)



- ・ 例⑤は同一敷地内にあることから、C学園が新体系(障害者支援施設)に移行した後は、D生活介護は昼間実施サービスとなるのが原則です。
- ・ D生活介護と障害者支援施設が別管理運営であり、それぞれが別事業所としての要件をクリアする場合に限り、D生活介護を障害者支援施設とは別の1の事業所とすることが可能です。

事業所番号の例

D生活介護を昼間実施サービスとする場合

			利用定員	算定規模
1の陪宝老古	141*****5-22	生活介護	30	40
接施設	141*****5-42	自立訓練(生活)	10	40
1友/地改	141*****5-32	施設入所支援	30	30

D生活介護を日中活動(障害者支援施設とは別事業所)とする場合

			利用定員	算定規模
C学園	141*****5-22	生活介護	10	20
141****5	141*****5-42	自立訓練(生活)	10	20
	141*****5-32	施設入所支援	30	30
D生活介護 141*****6	141*****6-22	生活介護	20	20

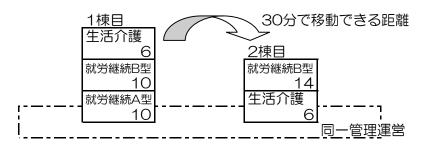
【注意】

同一敷地内にある複数の事業所は、原則「同一管理事業所」とみなされ、同一の事業所番号が振られます。

平成18年9月30日に現に存する障害者デイサービス事業所が旧法施設に併設されていることにより、定員要件を10名まで緩和して指定を受けた場合は、本体の旧法施設が新体系のサービスに移行する際に原則、施設入所支援の昼間実施サービスの一部となります。

同一敷地内にある複数の事業所が別管理運営であり、それぞれが指定要件をクリアする場合は、それ ぞれ別事業所として指定を受けることも可能です。

例⑥ (同一敷地内にない事業所の指定)



- ・例⑥は2棟は30分で移動できる距離にあり、同一管理運営事業所なので1の多機能型事業所として指定となります。
- ・ただし2棟が別管理運営されており、それぞれ指定要件をクリアする場合は、別事業所として指定も可能です。

事業所番号の例

2棟を1の多機能型事業所とする場合

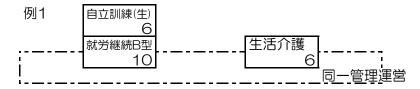
			利用定員	算定規模
	141*****6-22	生活介護	12	46
1の事業所	141*****6-46	就労継続B型	24	46
	141*****6-45	就労継続A型	10	46

2棟を別の事業所とする場合

	9 200			
			利用定員	算定規模
	141****16-22	生活介護	6	26
1棟目	141****16-46	就労継続B型	10	26
	141****16-45	就労継続A型	10	26
2棟目	141****26-22	生活介護	14	20
乙保日	141****26-46	就労継続B型	6	20

● 以下に、事業所指定に関して、問い合わせの多い事項をまとめましたので、参考にして下さい。

よくある質問①



- Q 例1のように同一敷地内にない建物と一緒に1の多機能型事業所として指定は可能ですか。
- A 同一敷地内になくても、通常の交通手段でおおむね30分以内で移動できる距離にあり、同一管理のもとに運営されていれば1の多機能型事業所として指定を受けることができます。

事業所番号の例

		利用定員	算定規模
141*****8-42	自立訓練(生活)	6	22
141*****8-46	就労継続B型	10	22
141*****8-22	生活介護	6	22

よくある質問②

例2

生活介護 6 生活介護 6 就労継続B型 10

Q 例2のように1の多機能型事業所として指定を受けたいと考えていますが、生活介護を2単位として別のサービス費を算定することは可能ですか。

A 例2の人数では単位を設定することはできません。生活介護の単位を 複数持つには1単位20人以上必要であり、2単位設定するためには生活 介護の利用定員が40人以上必要となるためです。



生活介護 12 ←このようになります。 ^{就労継続B型} 10

事業所番号の例

		利田定昌	笛定指模
(()141*****9-22	生活介護	12	22
141****9-46	就労継続B型	10	22

		利用定員	算定規模
141*****9-22-01	生活介護	6	22
141*****9-22-02	生活介護	6	22
141*****9-46	就労継続B型	10	22

よくある質問③

- Q 「同一管理事業所」とはどういった場合を言うのですか。
- A 同一敷地内にある場合は、原則同一管理事業所とみなされ、1の事業所として指定されます。同一管理事業所とは以下の基準により判断します。
- (1) 運営基準
 - 1 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
 - 2 事務所間で相互の支援体制があること
 - 3 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
 - 4 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
 - 5 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
 - 6 事務所間の会計管理が一本化されていること
- (2) 地域的範囲

地域的範囲の目安として、同一の日常生活圏域にあって、緊急時にサービス管理責任者が適切に対応できる距離にあること(概ね30分以内で移動可能な範囲内とする)